法務省民二第1155号 令和7年11月10日

法務局長 殿地方法務局長 殿

法務省民事局長 (公印省略)

登記情報システム等に障害が発生した場合における不動産登記及び商業 ・法人登記の受付事務の取扱いについて(通達)

登記情報システム又は登記・供託オンライン申請システムに障害が発生した ために不動産登記及び商業・法人登記の受付処理をすることができない場合の 取扱いについて、別紙のとおり対応方針を定めましたので、貴管下職員に周知 方お取り計らい願います。



システム障害時における受付事務の取扱いに関する対応方針

第1 目的等

1 目的

この対応方針は、登記情報システム又は登記・供託オンライン申請システムに障害が発生したために、不動産登記法(平成16年法律第123号)第18条第1号及び商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第101条第1項第1号に規定する電子情報処理組織を使用する方法によりされた登記の申請(以下「オンライン申請」という。)の受付をすることができない場合に実施する特例措置や連絡体制等の取扱いを定めることにより、利用者の予見可能性の確保に資するとともに、登記事務の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 用語

この対応方針で特別に定めるもののほかは、平成23年1月31日付け 法務省民総第238号当職通達「登記・供託オンライン申請システム運用 管理要領」に定める用語の例によるものとする。

第2 対象となるシステム障害

この対応方針の対象となるシステム障害は、法務省民事局が整備・運用するアプリケーション・機器等に起因して、登記情報システム又は登記・供託オンライン申請システムに障害が発生したことにより、登記情報システムにおけるオンライン申請の受付(不動産登記規則(平成17年法務省令第16号)第56条及び商業登記法(昭和38年法律第125号)第21条)の処理をすることができない事象とする。

第3 特例措置の実施

- 1 登記所窓口における登記申請の受付時間の延長
 - (1) 民事第二課長及び商事課長は、システム障害が発生した場合において、 総務課登記情報センター室長の助言を受けて、システム障害の規模や影響等に照らし、登記所窓口において、申請情報を記載した書面又は申請

書を提出する方法によりされた登記の申請(以下「書面申請」という。) の受付時間(以下「書面申請受付時間」という。)を延長することが必 要であり、かつ、相当であると認めるときは、書面申請受付時間の延長 措置を決定することができる。

- (2) 書面申請受付時間の延長に関しては、次の手順で実施する。
 - ア システム障害が午後3時の時点で解消していない場合には、民事第二課長及び商事課長は、総務課登記情報センター室長から復旧の見込み等に関する助言を受けて、書面申請受付時間の延長の要否及びその延長時間について決定するものとする。ただし、延長後の書面申請受付時間は、最長で午後8時までとする。
 - イ 書面申請受付時間の延長の決定がされた場合には、登記官は、延長 後の書面申請受付時間内において、書面申請の受付を行うものとす る。

なお、登記官の判断により、その受付処理を翌日以降にすることは 差し支えない。この場合は、申請書類の受領日を登記申請の受付年月 日とするものとする。

- ウ 書面申請受付時間の延長の決定をした後、午後5時15分までにシステム障害が解消され、又は解消されることが確実であると見込まれる場合には、民事第二課長及び商事課長は、利用者への影響を考慮の上、当該決定を変更し、又は取り消すことができる。
- エ システム障害が午後3時以降に発生した場合には、民事第二課長及 び商事課長は、書面申請受付時間の延長は原則として行わず、オンラ イン申請の受付時間の延長による対応を検討するものとする。
- (3) 上記(2)アの決定をした場合には原則として午後4時までに、上記(2)ウの変更又は取消しを決定した場合には当該決定後速やかに、登記・供託オンライン申請システム運用管理者(以下「運用管理者」という。)及び総務課企画係担当者は、登記・供託オンライン申請システムのホームページ、申請用総合ソフトの「重要なお知らせ」欄、法務局ホームページ及びX(法務省民事局アカウント及び登記・供託オンライン申請システムアカウント)に、次に掲げる事項を掲載して周知する。

なお、このほか、運用管理者は、システム障害の状況を踏まえ、登記 ・供託オンライン申請システム利用者の登録メールアドレスへ一斉送信 する方法によることができる場合には、当該方法により周知する。

- ア 書面申請受付時間の延長に関する決定(延長しない場合を含む。)
- イ 書面申請受付時間を延長する場合における延長後の書面申請受付時 間
- ウ 書面申請受付時間の延長の決定を変更し、又は取り消した場合には、 その旨及び変更後の書面申請受付時間
- 2 オンライン申請の受付年月日の修正
 - (1) 民事第二課長及び商事課長は、オンライン申請の申請情報又は申請書情報(以下「申請情報等」という。)が登記・供託オンライン申請システムに提供又は送信(以下「提供等」という。)されたが、システム障害によりその提供等された日(以下「提供日」という。)に登記情報システムにおいて受付の処理がされなかった登記申請(以下「対象オンライン申請」という。)があるときは、総務課登記情報センター室長の助言を受けて、個々のオンライン申請の受付年月日の修正措置の要否を確認すべきことを登記官に通知するものとする。
 - (2) 登記官は、対象オンライン申請が次のア又はイに掲げる要件のいずれ かを満たすときは、受付年月日の修正措置を講ずるものとする。

なお、要件の充足の確認に時間を要し、申請人が受付年月日の修正措置を希望しない場合は、登記官は、同一の不動産又は会社・法人について異なる内容の複数の申請がされていないことを確認した上で、受付年月日の修正措置を講ずることなく処理を進めて差し支えない。

- ア 対象オンライン申請が「到達・受付待ち」等の状態となり、提供日の翌日以降に登記情報システムにおいて受付の処理がされたとき。
- イ 対象オンライン申請が「中止/却下」等の状態となり、登記情報システムにおいて受付の処理がされなかった場合において、次のいずれ にも該当するとき。
 - (ア) 申請人又はその代理人が、システム障害が解消した日の翌日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は年末年始(12月29日から1月3日までの日)である場合には、その翌日)までに、対象オンライン申請と同一の内容のオンライン申請を改めてしたとき。
 - (4) 上記(ア)の改めてされたオンライン申請の申請情報等の「その他事

項欄」に受付年月日の修正を希望する旨が記録されているとき。

(3) 上記(2)アに掲げる要件を満たす対象オンライン申請の受付年月日の修正措置は、対象オンライン申請の受付年月日を提供日に修正する方法によるものとする。

上記(2)イに掲げる要件を満たす対象オンライン申請の受付年月日の 修正措置は、システム障害の解消後にされたオンライン申請(上記(2)イ (7))の受付年月日を提供日に修正する方法によるものとする。

(4) 登記官は、上記(2)の受付年月日の修正措置を講ずる対象オンライン申請については、当該申請に係る電子申請管理用紙(不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達)第32条第3項及び商業登記等事務取扱手続準則(平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達)第43条第3項)の余白に、「システム障害により年月日受付として処理」と朱書きで補記した上で、登記記録の記入に際しては、修正後の受付年月日(提供日)を記録する。

なお、当該申請に係る受付帳(不動産登記規則第18条の2及び商業 登記法第21条)に記入すべき受付年月日については、修正することを 要しない。

(5) 運用管理者及び総務課企画係担当者は、上記(1)の登記官への通知と並行して、登記・供託オンライン申請システムのホームページ、申請用総合ソフトの「重要なお知らせ」欄、法務局ホームページ及びX(法務省民事局アカウント及び登記・供託オンライン申請システムアカウント)に、次に掲げる事項を掲載して周知する。

なお、このほか、運用管理者は、システム障害の状況を踏まえ、登記・供託オンライン申請システムの利用者の登録メールアドレスへ一斉送信する方法によることができる場合には、当該方法により周知する。

ア 対象オンライン申請があると認められること

イ 受付年月日の修正措置を講ずるための要件

- 3 システム障害の発生中にオンライン申請と並行して同一の内容の登記の申請がされた場合の処理
 - (1) システム障害によりオンライン申請の受付の処理がされなかったため に、システム障害の発生中に、その申請と並行して同一の内容の登記の 申請がされた場合において、当初にされたオンライン申請の申請情報等

が登記・供託オンライン申請システムに提供等されていることが確認されたときは、登記官は、申請人又はその代理人に対し、同一の内容の複数の登記の申請のうち、どの申請に基づく登記の実行を求めるかについての意向を聴取し、その他の申請については取下げを促すなどの調整をするものとする。

- (2) 上記(1)の調整の結果、既に電子納付の方法により登録免許税の納付がされたオンライン申請を取り下げることとされた場合には、登記官は、その納付額を、申請人又はその代理人に還付するものとする。
- (3) オンライン申請と並行して書面申請がされている場合において、上記 (1)の調整の結果、申請人又はその代理人がオンライン申請に基づく登記 の実行を求めるとともに、書面申請については取下げをした上で、書面申請に係る登録免許税の納付のために用いた収入印紙をもってオンライン申請に係る登録免許税の納付を希望するときは、登記官は、これに応じて差し支えない。この場合には、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙が貼り付けられた申請書の余白に「システム障害により書面申請(受付第何号)の印紙をオンライン申請(受付第何号)の納付額とする」旨を補記した上、その末尾に登記官印を押印するものとする。
- 4 システム障害発生中に同一の不動産又は会社・法人について複数の異なる内容の申請がされた場合の処理
 - (1) システム障害発生中に、同一の不動産又は会社・法人について複数の 異なる内容の申請がされた場合において、その内容が相互に矛盾するも のでなく、登記情報システムにおける処理の機能面でも影響がないとき は、登記官は、受付番号の順に従って処理を進めるものとする。
 - (2) システム障害発生中に、同一の不動産又は会社・法人について複数の 異なる内容の申請がされた場合において、その受付の先後関係が明確で はないときや、申請内容が相互に矛盾するときなどは、登記官は、法務 局又は地方法務局の首席登記官を通じて民事第二課又は商事課と調整す る。

第4 連絡体制等

1 システム障害が発生した場合には、総務課登記情報センター室長から法 務局・地方法務局登記情報システム管理官への連絡と併せて、民事第二課 長及び商事課長から法務局・地方法務局首席登記官へ速やかに連絡をする ものとする。

- 2 民事第二課長及び商事課長は、登記所における情報が錯綜することがないよう可能な限り連絡経路を一本化した上で、内容を明瞭にして上記1の連絡をするものとする。また、連絡先には支局長及び出張所長を加えることができるものとする。
- 3 法務局・地方法務局職員の勤務時間(午前8時30分から午後5時15 分まで)以外の時間並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年 末年始(12月29日から1月3日までの日)における連絡体制について は、法務局・地方法務局災害時緊急連絡サービスのグループ会議機能等を 活用するものとする。

第5 その他

1 資格者団体への連絡

システム障害が発生した場合には、次に定めるとおり、システム障害が発生した旨、上記第3の1(3)アからウまで並びに同2(5)ア及びイに掲げる 事項、システム障害の状況等について、司法書士及び土地家屋調査士の団体に連絡するものとする。

- (1) 日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会 民事第二課長から連絡する。
- (2) 司法書士会及び土地家屋調査士会 民事第二課長からの指示に基づき、首席登記官(2人以上いる場合は、 上席の首席登記官)から連絡する。
- 2 実施時期

この対応方針に基づく運用は、令和8年1月1日から実施する。